

四大奉仕の新しい定義

2007年規定審議会において、標準ロータリークラブ定款上で「四大奉仕」を定義する提案が採択されました。この提案は原文を重田政信理事が起草したものに若干の修正を加えてRI理事会提案として、規定審議会に提案されたもので、423対43という大差で採択されました。

CLPに基づいてRI理事会が発表した推奨クラブ細則中の委員会構成が、四大奉仕を尊重していないという批判が強かっただけに、1927年に制定された四大奉仕が、80年経って定款上に改めて記載された意味は大きいと思います。ロータリーの綱領があるから四大奉仕を記載する必要はないという意見もありますが、ロータリーの綱領の条文は四大奉仕と対比したのではなく、ここで改めて四大奉仕を再定義したことは大きな意味を持っています。

標準ロータリー・クラブ定款は次のように改定されます。

第5条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリークラブの業務の哲学的小よび实际的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動である。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つ。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. ロータリーの第三奉仕部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を向上させるために、時には、他の人々と提携してロータリアンが行うさまざまな活動から成る。
4. ロータリーの第四奉仕部門である国際奉仕は、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成る。このような推進は、読書や文通、さらには、他国の人々

を助けるクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化、慣習、業績、願望、問題に対する認識を培うことによって行われる。

本文において、四大奉仕は「理念」「実践」双方の指針であることが明文化されています。第一条において、クラブ奉仕はクラブの機能を充実させるために会員がとるすべての行動であることと定めています。

第二条は、職業奉仕の規定であり、従来の綱領の定義に加えて、ロータリアン個人がロータリーの奉仕理念に従って自らを律しながら事業を営むことが規定されています。となく疑義のあった「クラブが行う職業奉仕の実践」の文言を除外したことは大きな進歩です。

第三条は、社会奉仕は狭義のコミュニティにおける人道的奉仕活動であることが規定され、奉仕活動の実践に当たっては、ロータリー・ファミリーや地域社会の人たちとの協力を示唆しています。

四条は、国際奉仕は従来のロータリーの綱領の定義に基づく数々のプロジェクトに、広義のコミュニティにおける人道的奉仕活動を加えることを規定し、現実の奉仕活動に対応したものとなっています。なお、**must** が **should** になったり、**all occupation** が **all dignified occupation** に変更されるといった修正がありますが、邦訳に対する影響はほとんどありません。

2007年5月23日